

令和8年度第5回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年8月12日(水)
午前9時30分 ～ 午前10時29分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 17 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 0 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	欠番	—
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5 名

傍聴人なし

令和 8 年度第 5 回総会

(開始時刻 9 時 3 0 分)

事務局 (村田事務局長)

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、現在の在任委員数 17 名のうち、本日出席の委員は、17 名、欠席委員は、0 名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、本日の総会が、成立いたしますことをご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、議長である会長の開会の宣告ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (山田会長)

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、令和 8 年度第 5 回定例総会の開会を宣告します。

それでは、議事に入ります前に、総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして、私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 18 番、有田孝義委員と、議席番号 1 番、阪田実委員の、ご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第 1、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡本事務局長補佐)

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 1,369 m²、位置図は 4、5 ページ、公図は 6 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から西北西へ約 4.6 km に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、譲渡人が代表取締役を務める農業法人に集約するため、所有権の移転を希望したものでございます。申請地は、譲受人の事務所から [REDACTED] の

距離に位置し、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 7 7 7 m²、位置図は 7、8 ページ、公図は 9 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から西南西へ約 1 k m に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、不動産会社の仲介により申請地を取得して新規に農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅 [REDACTED]、譲受後は、果樹や野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、本案件は、遺言書で指定された受遺者による単独申請となっております。申請書は、農地法施行規則において、当事者が連署するものとするとなっておりますが、但し書きにより、遺贈その他の単独行為による場合は、単独での許可申請が認められております。それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 2, 2 1 1 m²、位置図は 1 0、1 1 ページ、公図は 1 2 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所吉田支所から西南西へ約 9 0 0 m に位置する、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、譲受人の [REDACTED] の遺言によるもので、遺贈による所有権の移転となっております。申請地は、圃場整備区域内の農地で、現在、別の方が耕作しており、申請地の代わりに割り当てられる農地は、令和 9 年度中に、工事が完了する予定の、申請地から南に約 1 0 0 m に位置する田で、自宅からは、[REDACTED] なり、営農は、工事完了後に、水稻を栽培する予定となっております。本件については、事務局でも許可可能なのか否か、判断できなかったことから、県を通じて国に照会し、国からは、許可することは可能であるとの回答を得ております。

2 ページに戻りまして、4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆で、面積は 9 1 m²、位置図は 1 3、1 4 ページ、公図は 1 5 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から北北東へ約 2 0 0 m に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、申請地近くの宅地と建物を譲り受けて転居するとともに民泊の運営を計画している譲受人が、その宿泊者に提供する野菜の生産をするために新規に農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の転居後の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、野菜を作付けする予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 3 ページをお開きください。5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 2 筆と畑 2 筆で、合計面積は 9 1

1 m²、位置図は16、17ページ、公図は18ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から南南東へ約900mに位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、自宅近くの申請地で新規に農業を始めようとする譲受人の要望に、耕作及び維持管理が困難となった譲渡人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅の[]に位置し、譲受後は、そばを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田5筆と畑1筆で、合計面積は9,309m²、位置図は19ページから21ページ、公図は22ページから26ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から南西へ約1.3kmに位置する4筆と南南西へ約1.5kmに位置する2筆で、[]以外の5筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地で、[]は、農業振興地域内の農用地、[]は、過去に農業公共投資の対象となった農地ではございますが、農業振興地域内白地の農地となっております。

申請理由は、農業後継者がいない譲受人の要望に、以前から申請地のうち4筆を利用権設定により耕作していた譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の事務所から[]に位置しており、譲受後は、水稻、麦、大豆及び野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有または購入予定であり、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番の阪田です。1番の案件につきましてご説明申し上げます。7月31日、事務局員2名と委員2名で現地を確認いたしました。現地は、内日の上水から降りた最初の左側の集落にありまして、田んぼは、みな基盤整備されております。譲渡人は、その勝山地区でも唯一の認定農家で、今、米作りにはまって

います。その譲渡人が譲受人として自分が立ち上げた会社を集約するものです。何ら問題はないと思いますので、ご審議の程お願いします。

議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。2番の案件につきましてご説明いたします。7月30日に委員2名、事務局員2名で現地を確認いたしました。ここは、以前にも現況確認でうかがったところであります。譲渡人は、現在、市内に居住しておりまして、こちらに帰ることもないことから、不動産会社に依頼して、建物とこの農地を譲受人が取得するものでございます。現地確認時には、既に、購入者はその建物に居住しておりました。その建物と今回の農地は、ブロック塀で囲まれておりました。果樹をやると先程事務局の説明でございましたが、果樹というよりも大きな栗の木等がございまして、そこは、一段高く、そこからなだらかになって宅地と同じ高さになっていましたので、おそらく、ここで、自家消費の野菜を作られると思います。面積的にも、別に農業機械は必要ないと思います。クワがあれば十分だと思います。ご審議の程お願いします。

議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

松倉公一委員

議席番号4番の松倉です。3番の案件について現地確認の結果をご報告いたします。令和8年7月30日、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認をいたしました。先程、事務局からの説明にもありまじょうに、申請地は、譲受人が遺言により取得するもので、現地の状況は、現在、圃場整備の進行中で、申請地は既に圃場整備の工事が完了しており、水稻の圃場やナスが栽培されておりました。譲受人が申請地の代わりに割り当てられる予定の田は、まだ工事の途中で、表土がよけられた状況でした。譲受人は水稻と野菜を栽培する農家であるとのこと、工事が完了次第、営農計画どおりに水稻を作付予定で、農機具もそろっており、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、4番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。4番の案件についてご報告いたします。8月4日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を調査いたしました。譲受人は、申請地近くの住

宅を取得し、そこに転居するとともに民泊の経営を計画しており、申請地で収穫された野菜を、宿泊者に提供するものです。譲受人は、農業経験はないようですが、面積も91㎡で、農地取得後には、申請地の近くに転居予定であり、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、5番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。5番の案件について、現地確認をしましたので報告いたします。7月30日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査致しました。申請地は、豊浦リフレッシュパーク近くで譲渡人の旧宅地に隣接する田、2筆、畑、2筆の休耕中の911㎡の遊休農地で売買による所有権の移転です。譲受人は、申請地の向こう隣[REDACTED]に居宅があり、譲渡人が耕作、管理が困難になっていたため、申し入れたもので、そばの栽培、販売による農業経営を開始するものです。現在、耕運機1台を所有しており、隣接する農業用倉庫と必要に応じて追加で農具を購入する予定です。販売は、市内の手打ちそばを取り扱う飲食店舗に直接販売する予定です。労力は、近隣在住の母と協力して自家労働による生産を図る計画です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、6番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

16番の河本です。議案第1号の6について報告いたします。去る8月5日、農業委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。申請地は、現在、譲受人が水稻、麦、大豆を栽培しています。今後もきれいに管理されると思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませんか。はい。新久保委員。

新久保克己委員

3番の新久保です。3番の案件についてお聞きしたいと思います。実は、私も現地調査をして、その時にも懸念があったのですが、事務局から、結果、いいですよと回答をもらっていますが、この登記面積なんです、これは、従前地の農地の面積だと思うんです。基盤整備をしますと、道路や水路も広がりますので、必ず面積が変更になります。基盤整備終了後、換地後は、面積はどれぐらい増え

るのですか。

議長（山田会長）

事務局の説明を求めます。

事務局（中嶋志乃主査）

事務局の中嶋です。お答えします。面積は、確かに工事をしますと変更になりますが、この度の申請は、従前地で申請がなされていますので、申請のあった従前地の面積が許可に記載されます。一時利用地の指定通知が、もし出ておれば、許可書には、その内容を記載するようにと国からの指示がございましたが、この度は、まだ、一時利用地の指定通知がでていませんでしたので、従前地での記載となります。

新久保克己委員

そしたら、一時利用地の指定通知が出た時には、許可書に従前地と新たに換地された農地の所在と面積が併記されるのですか

議長（山田会長）

事務局お願いします。

事務局（中嶋志乃主査）

一時利用指定通知がでておれば併記して許可書を交付しますが、この度は、出ておりませんので、併記いたしません。従前地のみでの記載となります。

議長（山田会長）

新久保委員、よろしいですか

新久保克己委員

はい

議長（山田会長）

他に質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可について、原案のとおり許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

次に、日程第2、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書27ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆の一部で、転用面積は100㎡、位置図は28、29ページ、公図は30ページ、土地利用計画図は31ページでございますが、公図と土地利用計画図が印刷の影響で確認しづらい資料となっておりますので、タブレット端末でご確認

ください。申請地は、下関市役所清末支所から、西北西へ約400mに位置する「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、駐車場の整備を目的に、住宅の敷地を拡張するもので、申請理由は、既存の住宅敷地内には駐車スペースが確保できないことから、住宅の隣地である申請地に計画したものでございます。一体利用地の1筆は申請人の所有地であり、計画面積は、土地利用計画と建ぺい率からみて、適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも農地の方が高位置にあります。汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は追認案件で、令和8年4月頃から、進入路及び駐車場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席3番の新久保です。1番の案件につきまして現地調査の結果を報告します。7月30日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。申請人は、既存住宅に駐車場を整備するため、隣接する自分所有の農地を今年の4月頃、無許可で敷地拡張を行ったものです。雨水は、溜枡から道路側溝に、汚水は合併浄化槽から道路側溝に放流するものです。隣接する農地は、申請地よりも高く、支障ないものと思います。無許可で転用しており、下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されており、致し方ないものと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可について、原案のとおり許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

次に、日程第3、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書32ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、転用面積は1,250㎡、位置図は33、34ページ、公図は35ページ、土地利用計画図は36ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から北東へ約900mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。転用目的は、資材置場を整備するもので、申請理由は、貸付人が代表を務める法人の既存の資材置場が、事業拡大に伴い手狭になったことから、この度に計画に至ったものでございます。

賃借権の設定となっております。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございます南側には、既に小堤が築造されており、北側、西側の農地は、申請地よりも高位置にあります。

汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は追認案件で、令和5年頃より、資材置場として使用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしており、許可の日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

32ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑2筆で、転用面積は319㎡、位置図は37、38ページ、公図は39、40ページ、土地利用計画図は41ページでございますが、土地利用計画図が印刷の影響で確認しづらい資料となっておりますので、タブレット端末でご確認ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約1.8kmに位置する農地で、XXXXXXXXXXが集団性のある「第1種農地」、XXXXXXXXXXが過去に農業公共投資の対象となった「第1種農地」でございます。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、農業用施設の敷地を拡張するものです。申請理由につきましては、既存の農業用倉庫の敷地には、駐車スパー

スや集荷及び出荷作業場が確保できないことから計画したもので、譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。一体利用地の1筆は譲受人の所有地であり、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の法面で分断しております。

また、汚水は集落排水で処理され、雨水のみ譲受人所有の隣地および農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良事業計画上支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。本件は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、拡張に係る部分の敷地面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えていないことから、農地法施行令第11条第1項第2号ハ及び農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号17番、岩憲慈委員、報告をお願いいたします

岩本憲慈委員

17番 岩本です。1番の案件についてご報告いたします。

令和8年8月4日に、事務局職員2名と農業委員2名で現地を調査いたしました。本件は、追認案件で、既に、資材置場として利用していたしましたので、始末書が提出されております。借受人は、貸付人が代表を務める土木工事業を営む法人で、事業拡大に伴い、この度の申請に至ったものです。申請地には、土地利用計画どおりに、小堤、小さな畔ですね、いわゆる、盛土により、土砂の流出対策がなされており、周辺農地への影響もないことから、この度の転用については、致し方ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。2番の案件について現地確認の報告をいたします。8月5日に農業委員2名と事務局2名で現地を確認いたしました。ここは、以前、4月

に、譲受人さんがさつまいもを栽培するということで、1 h a ぐらいの農地を取得され、内日の方から通作されるということでしたが、譲渡人さんの土地と建物も購入されて、そこを農業用施設として利用するものです。

この度は、その宅地に接している狭小な農地を所得し、先ほどの農業用施設の敷地の一部として使われます。第1種農地なのですが、事務局からも説明がありましたが、適用、許可基準を満たしていますので、作業用スペースとして使われた方が、有効的ではないかなと思います。周辺農地への影響もないことから、致し方ないと思います。ご審議の程、お願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可について、原案のとおり許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

なお、2番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

次に、日程第4、議案第4号、現況確認についてをお諮りします。タブレットの準備をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書42ページをお開きください。1番、説明の前に議案書の訂正がございます。総会議案書42ページの調査結果の判断の現在の状況欄でございますが、現地調査の日付に記載誤りがありましたので訂正させていただきます。正しくは、令和8年7月30日でございます。大変申し訳ございませんでした。それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆と雑種地1筆で、XXXXXXXXXXは登記地目が雑種地ではございますが、現況地目が畑で、農地法の制限に該当する土地となり、このたび申請されたものです。合計面積は301㎡、位置図は43、44ページ、公図は45ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から南東へ、約200mに位置する土地でございます。令和8年7月30日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は雑草が繁茂していましたが、現況確認証明書交付事務取扱要領

第5条に規定する非農地としての認定基準に該当しないと判断し、農地との判断になっております。

42ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は1,056㎡、位置図は、46、47ページ、公図は48ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から北北西へ約100mに位置する土地でございます。令和8年8月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は、一部の灌木は伐採されていたものの、抜根されておらず、概ね灌木が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席3番の新久保です。1番の案件について現地調査の結果を報告します。7月30日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地2筆は、JRの線路敷きと■■■■の敷地に挟まれた、不整形土地で、確認時、雑草が繁茂していました。しかしながら、2筆とも雑草を刈りとれば耕作が可能であり、調査した3名全員が農地と判断しました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番の案件についてご報告いたします。

令和8年8月4日に農業委員2名、最適化推進員1名と事務局職員2名で現地を調査いたしました。申請地は、先程ご承認いただいた、議案第1号4番の申請地の近くにある農地です。北側の住宅に近い部分の灌木は、一部伐採されておりましたが、大部分に灌木が繁茂しておりましたので、全員一致で、非農地と判断いたしました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第４号、現況確認について、１番は、農地とし、２番は、非農地とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

次に、日程第５、議案第５号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書４９ページをお開きください。

説明の前に議案書の訂正がございます。総会議案書４９ページの議案番号についてですが、第４号と記載しておりますが、正しくは第５号になります。申し訳ございませんでした。それでは、ご説明いたします。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。詳細につきましては、５０ページから５２ページの１、農用地利用集積等促進計画一括一覧表令和８年９月１日公告予定分をご覧ください。今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し策定要請を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し、認可申請が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。議案第５号関係資料の１ページから３ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第５号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請について、原案のとおり承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり承認と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に農用地利用集積

等促進計画一括の策定について要請いたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第18、報告第13号を除く、日程第6、報告第1号から日程第20、報告第15号までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご報告いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会報告書1から4ページ、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出については、13件ございました。

5ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出については、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

6ページ、報告第3号、農地転用事業計画の変更届出については、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

7ページ、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

8ページ、報告第5号、農地法施行規則第53条の規定による転用届出については、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、通知書を送付いたしました。

9ページ、報告第6号、現況確認については、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認証明書交付事務取扱要領により、現況確認証明書を交付いたしました。

19ページ、報告第7号、農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

20ページ、報告第8号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明については、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明書を交付いたしました。

21ページ、報告第9号、許可指令書訂正申出書については、1件ございました。報告書記載のとおり、譲渡人の住所を訂正し、専決により、許可指令書を交付いたしました。

22ページ、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知については、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

23ページ、報告第11号、農地の転用事実に関する証明については3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

24、25ページ、報告第12号、事業進ちょく状況報告及び完了報告についてでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について現地確認が終了しております。

27ページ、報告第14号、28ページ、報告第15号は、令和8年度第4回総会報告書の訂正でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。以上、ご報告いたします

議長（山田会長）

次に、日程第18、報告第13号につきまして、農業振興専門委員会、坂田謙祐委員長の報告を求めます。

坂田委員長

農業振興専門委員会の坂田です。

7月に開催しました農業振興専門委員会の結果をご報告いたします。これは、6月の総会で皆様にご意見の提出をお願いしました山口県農業会議からの、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについてでございます。

山口県農業会議への提出期限が8月28日となっており、今回の総会に報告するため、農業振興専門委員会で内容について審議をいたしました。報告第13号関係資料をご覧ください。締切後に提出されたご意見を反映することができませんでしたが、結果を3ページにまとめております。農業会議より示されました4、5ページにあります取りまとめ要領の項目に合う内容を勘案すると、意見書に記載するものは非常に限られたものとなりましたが、これは、県、国へ提出される意見の元となるものでもあり、本市の農業が抱える問題は、長期的に対策が求められるものであることから、皆様より頂きましたご意見を取り入れて、国、県への改善意見であること、既に対応が行われていないか等を勘案したものが1ページ目の意見書となります。

今後、県農業会議に提出し、県内各農業委員会からの意見が集約され、10月に県知事、国会議員、政党関係者に提出される流れとなっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局及び委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第15号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和8年度第5回定例総会の閉会を宣

告いたします。

(終了時刻 10 時 29 分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....